

# 青森県市町村総合事務組合情報セキュリティポリシーの策定について

## 1 はじめに

近年、情報通信ネットワークや情報システムの利用は、生活、経済、社会のあらゆる面で拡大していることから、不正アクセスやコンピュータウイルス等の外部からの脅威も増大し高度化しています。

また、ネットワークを利用した犯罪や情報漏洩等も問題となっています。

青森県市町村総合事務組合は、共同処理する事務で取り扱う情報は、個人情報のみならず行政運営上重要な情報が含まれており、こうした情報全てを資産として捉え、職員が高度なセキュリティを維持しながら適切な取扱いをするため、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（総務省）を参考に、青森県市町村総合事務組合情報セキュリティポリシーを策定しました。

## 2 セキュリティポリシーの構成

情報セキュリティポリシーは、青森県市町村総合事務組合が保有する又は管理する情報資産をさまざまな脅威から守るため、情報セキュリティポリシーを一定の普遍性を備えた部分（基本方針）と情報資産を取り巻く状況の変化に依存する部分（対策基準）に分けて策定しました。

なお、情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより、本組合の業務運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とします。

